

令和5年 第3回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和5年3月23日（木） 午前10時00分～午前10時45分

場 所 — 高層館12階 選挙管理委員会

出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、新家主幹、永吉係長、
清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第3回委員会を開催します。

本日は、案件が7つあります。

まず、案件1 議案第14号、選挙長及び選挙長の職務代理者の選任について、事務局から説明願います。

（新家主幹）

それでは、案件1 議案第14号、選挙長及び選挙長の職務代理者の選任について説明させていただきます。1ページをお開きください。

令和5年6月4日執行予定の堺市長選挙における選挙長と選挙長の職務代理者を選任する案件でございます。

選挙長につきましては、中井委員長にお願いしたいと思います。

そして職務代理者につきましては、星原委員長代理にお願いしたいということで議案を挙げさせていただきました。

それで、この選任については、選挙期日の告示の日から効力が生じるということになっております。以上でございます。

（中井委員長）

ただいま説明していただいたことについて、質問等はございませんか。

（委員）

なし。

（中井委員長）

それでは、案件1 議案第14号につきまして了といたします。

次に、案件2 議案第15号、選挙長の事務を行う場所について、事務局から説明願います。

(新家主幹)

それでは、案件 2 議案第 15 号、選挙長の事務を行う場所について説明いたします。

堺市長選挙における選挙長の事務を行う場所を定めていただく案件でございます。基本的には、こちらの、堺市役所高層館 12 階の選挙管理委員室を選挙長の事務を行う場所としますが、それにかかわらず令和 5 年 5 月 21 日午前 8 時 30 分から午前 10 時までの間は、堺市役所本館 10 階第 1 会議室を立候補の受付場所とするという案件でございます。以上でございます。

(中井委員長)

ただいま説明していただいたことについて、質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 2 議案第 15 号につきましたといたします。

次に、案件 3 議案第 16 号、選挙会の場所及び日時について説明願います。

(新家主幹)

それでは、案件 3 議案第 16 号、選挙会の場所及び日時について説明いたします。6 月 4 日の選挙執行後、当選人を定める選挙会を開催するわけでございますが、その場所と日時を定める案件でございます。

場所につきましては、立候補の受付場所と同じ堺市役所本館 10 階第 1 会議室、日時につきましては、令和 5 年 6 月 5 日月曜日の午前 10 時からとする案件でございます。以上でございます。

(中井委員長)

ただいま説明していただいたことについて、質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 3 議案第 16 号につきましたといたします。

次に、案件 4 議案第 17 号、選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

説明願います。

(新家主幹)

それでは、案件 4 議案第 17 号、選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時について説明いたします。

選挙立会人は候補者の方から届出をされるのですが、10 人を超える場合は 10 人以下、同じ党派の場合は 2 人になるようにくじで定めなければならないことになっておりまして、事前にくじを行う場所と日時を定めることとなっております。

場所につきましては、堺市役所高層館 12 階の選挙管理委員室、日時につきましては、選挙立会人の届出の締切日の 6 月 1 日木曜日午後 5 時 30 分からとさせていただきます。

(中井委員長)

ただいま説明していただいたことについて、質問等はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 4 議案第 17 号につきまして了といたします。

次に、案件 5 議案第 18 号、選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について説明願います。

(新家主幹)

案件 5 議案第 18 号、選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について説明いたします。

市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、事前に定めておかなければならないのですが、令和 5 年 5 月 21 日午後 5 時 30 分から、こちらの選挙管理委員室で行うということの案件でございます。以上でございます。

(中井委員長)

ただいま説明していただいたことについて、質問等はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 5 議案第 18 号につきまして了といたします。

次に、案件 6 議案第 19 号、ポスター掲示場にポスターの掲示を開始する日の決定について説明願います。

(新家主幹)

案件 6 議案第 19 号、ポスター掲示場にポスターの掲示を開始する日の決定について説明いたします。

公職選挙法の定めにより、選挙管理委員会が、ポスター掲示場にポスターの掲示を開始する日を、事前に決めておくことになっておりまして、その日を、選挙期日の告示の日と定めるものでございます。以上でございます。

(中井委員長)

ただいま説明していただいたことについて、質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 6 議案第 19 号につきまして了といたします。

次に、案件 7 選挙人名簿の定時登録について、事務局から説明願います。

(永吉係長)

それでは、案件 7 について報告いたします。

令和 5 年 3 月 1 日現在における「選挙人名簿の定時登録について」の報告でございます。

7 ページを御覧ください。(1)の右欄囲みにありますように今回の登録者数は 7,896 人で、内訳として、18 歳到達者が 1,929 人、転入者が 5,967 人でございます。従いまして登録者の総数は、684,728 人でございます。

8 ページですが、上の表は、各区の選挙人名簿登録者数を示しております。その表の左下のところの 685,947 人が、前回令和 4 年 12 月 1 日現在の登録者総数で、右端のところが先程申しました 3 月 1 日現在の登録者総数の 684,728 人ですので、今回 1,219 人減少しております。

下の表は、各区の在外選挙人名簿の登録者数でございます。左下の太枠部分 372 人が前回の登録者総数で、右端の太枠部分が令和 5 年 3 月 1 日現在の 370 人ですので、今回 2 人減少しております。

9 ページから 12 ページに、「区毎・投票区別選挙人名簿登録者数一覧表」を掲載し

ております。

続きまして、13 ページですが、この表は、「各区投票区の状況」を登録者数の規模別に分類したものでございます。表と表の間に記載しております最小 785 人とあるのは美原区第 7 投票区菅生地区会館で、最多の 12,425 人とあるのは中区第 8 投票区東百舌鳥小学校でございます。

14 ページですが、令和 5 年 3 月 1 日現在の登録者総数に基づく告示でございます。条例制定改廃直接請求の必要数を示す 50 分の 1 の数として 13,695 人、市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求必要数を示す 6 分の 1 の数として 114,122 人、議会解散・市長等の解職に係る請求の必要数として 180,788 人となっております。

最後に、15 ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数で、各区の登録者数の 3 分の 1 の数を示しております。以上でございます。

(中井委員長)

選挙人名簿の定時登録について説明いただきましたが、質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 7 については了とします。

予定された案件は以上ですが、その他案件はございますか。

(中井事務局長)

今回は、特にございません。

(中井委員長)

その他案件は特にないということですので、本日の委員会はこれで終了します。